

高屋柔道教室保護者会規約

総 則

第1条 本会は、高屋柔道教室保護者会（以下「保護者会」という）と称し、事務所を保護者会会長の自宅とする。

目 的

第2条 保護者会はスポーツの健全な育成のため、次の活動を行なう。

- (1) 高屋柔道教室活動の目的達成のための育成援助
- (2) 高屋柔道教室が参加する交流活動、大会参加への援助
- (3) 指導者の資質向上のための援助
- (4) 広報活動
- (5) 会員相互の親睦と体力向上のための援助
- (6) その他

組 織

第3条 保護者会は高屋柔道教室の保護者、及び本会の目的に賛同する個人・団体をもって組織する。

役 員

第4条 保護者会の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名もしくは2名
- (3) 会 計 1名もしくは2名
- (4) 監 査 1名

役員の仕事

第5条 役員は2月に総会を開き、保護者会会員の互選により選出する。

- (1) 会長は保護者会を代表し、会務を統括する。また、代表指導者からの方針変更があった場合、保護者会の総意を協議の上取りまとめ、代表指導者と協議を行う。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障がある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は高屋柔道教室の会計を処理する。
- (4) 監査は高屋柔道教室の会計を監査する。
- (5) 役員は会長からの方針変更に関わる協議が速やかに行われなければならない場合に限り、保護者を代表して協議をおこなう。

役員の仕事

第6条 役員の仕事は、1年とする。但し、再任を妨げない。

- (1) 役員に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、任期は前任者の残留期間とする。
- (2) 任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
※総会終了後、3月中に各役員（新旧）で、引継をした時点より始まる。

会 議・集 会

第7条 保護者会の会議は定期総会、臨時総会とし、会長が召集してその会議にあたる。

- (1) 毎月、第1日曜日は稽古の参観日とする。
- (2) 保護者は積極的に教室に参観・会合して連絡事項等を確認する。

会 計

第8条 高屋柔道教室の会計は、保護者会の納める会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

- (1) 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。
- (2) 監査人は、会計が適正且つ、公正に行われているか2月末日までに監査する。
- (3) 会計及び会計監査は総会で会計書類と監査報告書を開示しなければならない。

【附則1】 本規約は、平成10年7月1日より施行する。本規約は、平成13年2月25日に改定された。本規約は、平成18年2月26日に改定された。本規約は、平成19年2月25日に改定された。本規約は、平成23年2月27日に改定された。本規約は、平成28年2月28日に改定された。本規約は、平成29年2月28日に改定された。本規約は、令和3年3月7日に改定された。

【附則2】 高屋柔道教室（細則）は別に定める。

細 則

入 会

高屋柔道教室の趣旨を十分に理解し、別紙入会申込書に記入の上、入会金2,000円を納める事。

脱会・休会

規約第9条3項に定めてあるとおり、諸般の事情により脱会・休会する場合は遅滞なく代表指導者及び保護者会会長に報告及び届け出ることとし、特に各指導者に対して礼節をわきまえる事。

会 費

1. 会費は会員一人につき幼児1,500円、小学生2,000円、中学生1,500円(有段者を除く)とする。
兄弟姉妹が所属する場合、3人目は一律1,000円とする。
2. ニヶ月以上の休会が認められた場合は会費を免除し、復帰した月をもって正規の会費を徴収する。
但し、ケガ等やむをえない理由で休会する場合は、一ヶ月でもその対象とする。
また、一ヶ月以上経過しても「脱会・休会届出書」の提出がない場合は、会費を徴収する。
3. 各行事についての会費は、会計収支を参照した上で調整した金額をその都度徴収するものとする。

表 彰

1. 皆勤賞・精勤賞の表彰を年2回行なうものとする。

対象期間 3月～8月は9月に表彰 9月～2月は3月に表彰

表彰内容 皆勤賞(休み無しで見学3回以内)は1,000円の商品券、精勤賞(休み3回以内)は500円の商品券

2. 初段取得時

高屋教室を主体とし意欲的な活動生徒が、初段を取得した場合には、黒帯を贈呈する

卒業祝い

小・中学生の卒業生に記念品を3月に贈呈する。

小学生 1,000円の商品券と卒業記念ファイル 中学生(高屋教室を主体とし意欲的な活動生徒) 2,000円の商品券

お中元、お歳暮

指導者や特にお世話になる関係者へ、お中元、お歳暮を一人につき3,000～5,000円程度のもを贈呈する。但し、その貢献度に応じて増減することがある。

慶弔事

指導者・会員及び保護者に慶弔事、及び高屋柔道教室の行事に起因する傷病による入院等があった場合、常識的な範囲で贈答品もしくは金銭を会費より捻出する。

交際費等

東広島地区柔道連盟会議、懇親会、反省会等に指導者及び役員が出席する場合は以下のように会費よりその費用を支出する。

①指導者については指導者負担として頂く。但し、年1回の謝恩会は保護者会全額負担。

②出席者の方に、2,000円の個人負担をしていただく。(懇親会などへの出席は会員全員で、分担する。)

運営費等

①高屋柔道教室の行事に於いて、指導者・会員の参加費はできる限り会費より捻出するものとし、一定額を超えるものは参加者の均等割り負担とする。

②上記にある会費、表彰、お車代、お歳暮等の金額は保護者会役員が保護者会の同意を得て決定、変更されるものとする。

衛生環境

新型コロナウイルス感染防止対応として以下の事を行う。

① 指導者・会員の体温記録を練習毎に計測・記録を行う。

② 練習前に畳の消毒を行う。

③ 消毒道具やそれらにかかる消耗品は保護者会が負担する。

④ 指導者・保護者はマスクを着用する。マスクにかかる費用は個別負担とする。

⑤ 世情の動向により活動自粛が求められた場合は、指導者と協議の上これに応じる。

お車代

各種柔道大会(月次は除く)の引率・審判等について、謝礼と昼食代を含めて、お車代(各名目)として下記のように進呈する。

①駐車場料金のかかる大会 正指導者 4,000円 準指導者 3,000円

②東広島市外 正指導者 3,000円 準指導者 1,000円

③東広島市内 正指導者 1,000円 準指導者 なし

④県外 当教室を主体的な活動の場にする生徒の出場する試合について、引率が必要と認められる場合に支給する。支給額は、保護者会で協議する。

【付則】 本細則は、平成10年7月1日より施行する。
本細則は、平成13年2月25日に改定された。
本細則は、平成15年2月23日に改定された。
本細則は、平成17年2月27日に改定された。
本細則は、平成18年2月26日に改定された。
本細則は、平成19年2月25日に改定された。
本細則は、平成29年2月28日に改定された。
本細則は、令和3年3月7日に改定された。

本細則は、平成20年2月24日に改定された。
本細則は、平成21年2月22日に改定された。
本細則は、平成22年2月21日に改定された。
本細則は、平成23年2月27日に改定された。
本細則は、平成24年2月26日に改定された。
本細則は、平成28年2月28日に改定された。
本細則は、平成30年2月25日に改定された。